

全国市長会・全国都市職員災害共済会保険事業について

長野県市長会

1 全国市長会損害賠償補償保険制度

損害保険制度の概要(H26 担当者会議資料抜粋) 別添 資料

- ・ 市民総合賠償補償保険
- ・ 学校災害賠償補償保険
- ・ 予防接種事故賠償補償保険
- ・ 公金総合保険

2 全国市長会団体定期保険制度

(1) スケールメリットを活かした割安な掛金

全国市長会が生命保険会社と無配当扱特約付災害割増特約付団体定期保険契約を締結し、市の弔慰金制度を全国的基盤にて運営することにより、スケールメリットを活かした割安な掛金となっています。

(2) 災害保険金の加算給付

不慮の事故または所定に感染症により死亡または高度障害の状態になったときは、主契約保険金と同額を災害保険金として加算給付します。

(3) 事務手数料の支払

年間保険料の3%を事務手数料として加入団体に支払います。

3 全国市長会任意共済制度

- ・ 任意共済保険 別添パンフレット
- ・ 退職者終身保障プラン 別添パンフレット

4 全国市長会個人年金共済制度

- ・ 職員用 別添パンフレット
- ・ 特別制度 特別職用 別添パンフレット
(市長・副市長・教育長・企業管理者等)

5 全国都市職員災害共済会火災共済事業 別添パンフレット

6 全国都市職員災害共済会自動車共済事業 別添パンフレット

全国市長会

損害保険制度の概要

I 制度の概要

1 基本的な仕組み

保険契約者	全国市長会		
被保険者 ^(注1)	全国市長会損害保険に加入した市 ^(注2)		
保険会社	(株)損害保険ジャパンを幹事保険会社とする共同引受		
保険期間	毎年4月1日午前0時から 翌年3月31日午後12時までの1年間		
保険制度	市民総合賠償補償保険 (昭和52年4月1日創設)	市が行う行政全般を対象とする損害保険です。加入内容によって市への損害賠償責任保険と見舞金支払いのための補償制度があります。	(平成26年度) 加入市数 621市 加入率 78.6%
	学校災害賠償補償保険 (昭和50年10月1日創設)	日本スポーツ振興センターによる給付の上乗せ保険として設計され、加入内容によって市への損害賠償責任保険と見舞金支払いのための補償制度があります。	加入市数 645市 加入率 81.6%
	予防接種事故賠償補償保険 (昭和50年10月1日創設)	市が実施する予防接種により被接種者に健康被害等の損害を与えた場合の保険制度として、3つの保険で構成されています。	加入市数 628市 加入率 79.5%
	公金総合保険 (平成7年4月1日創設)	市の管理下において、現金等の公金に発生した、事故による損害を包括的に対象とした制度です。	加入市数 527市 加入率 66.7%

(注1) 被保険者とは、事故の際に保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいいます。

(注2) 被保険者は、保険制度により異なります。制度によっては、例えば一部事務組合、広域連合などが含まれます。



全国市長会 損害保険制度の特徴と意義



(1) 法令に基づく都市の損害賠償の責任を確実に果す機能

都市自治体は法令（国家賠償法、民法など）に基づき、行政運営上発生した事故に対し必要な賠償責任を負う責務があり、その賠償を果す義務があります。本損害保険制度は必要な賠償金を支払う制度として機能しております。

(2) 都市行政をめぐる環境の変化に対応

都市自治の定着・発展を基盤に最近における地方分権の推進、地域の特性に応じた行政運営など都市を取巻く環境は急激に変化しています。このような公的分野を担う行政運営特有のリスクに対する備えとして、行政上の負の分野に対応する損害保険制度として評価されています。

(3) 損害保険制度の機能

本損害保険制度は、多年にわたる効果的な運営の実績を重ね、全国の都市からの信頼を得る制度として定着しております。また、極めて高い加入率によるスケールメリットを活かした制度として機能しています。

(4) 財政運営への効率的・効果的な結びつき

全国同一の保険料基準による適正で均一な保険料負担と、事故の発生に伴う一時的な多額の財政負担を加入都市が共助する制度として、都市財政の健全な運営に役立っています。

(5) 保険制度の有効活用を図る取り組み

全国市長会の損害保険の運営は、三者（全国市長会、アーバン企画、損害保険ジャパン）が緊密な連携による効果的な運営に努め、特に事故解決にあたっては、行政への確実な信頼を確保する適切な対応を行っています。

(6) 行政運営に結びつく損害保険制度の活用

市の賠償責任の備えとなる損害保険を行政運営上明確にし、本損害保険制度の活用によって積極的な行政を推進する職場環境の向上につながる行政効果も認識されております。

また、事故対応から得る経験などを活かし、市民の安全・安心を確保する徹底した事故予防対策や行政運営のリスクマネジメントに結びつけることが重要です。

3

加入手続きの流れとホームページの紹介

加入手続きの流れ

2月
下旬

各保険制度の手引や加入依頼書などは、全国市長会から送付します。

3月
末まで

加入する契約類型を決定し、加入依頼書に所定の事項を記入のうえ、1部を加入市の控えとし、残りの5部を全国市長会に送付します。
(申込期限内の送付にご協力ください)

順次
送付

保険料分担金請求書が全国市長会から返送されてきます。

4月
末まで

保険料分担金を全国市長会宛送金します。
(所定の振込依頼書は、「手引」の表紙の裏に綴りこんであります)

順次
送付

全国市長会で入金確認後、加入依頼書に受付印、領収印が押印された加入証が返送されてきます。

加入依頼書記載上の注意
(次の点をご確認ください。)

- 保険料分担金は円未満切捨てとなります。
- 加入依頼書の市長会提出分は5枚です。
請求書以外の4枚全てに公印が押印してありますか？
- 保険料分担金記入欄と保険料分担金が一致していますか？

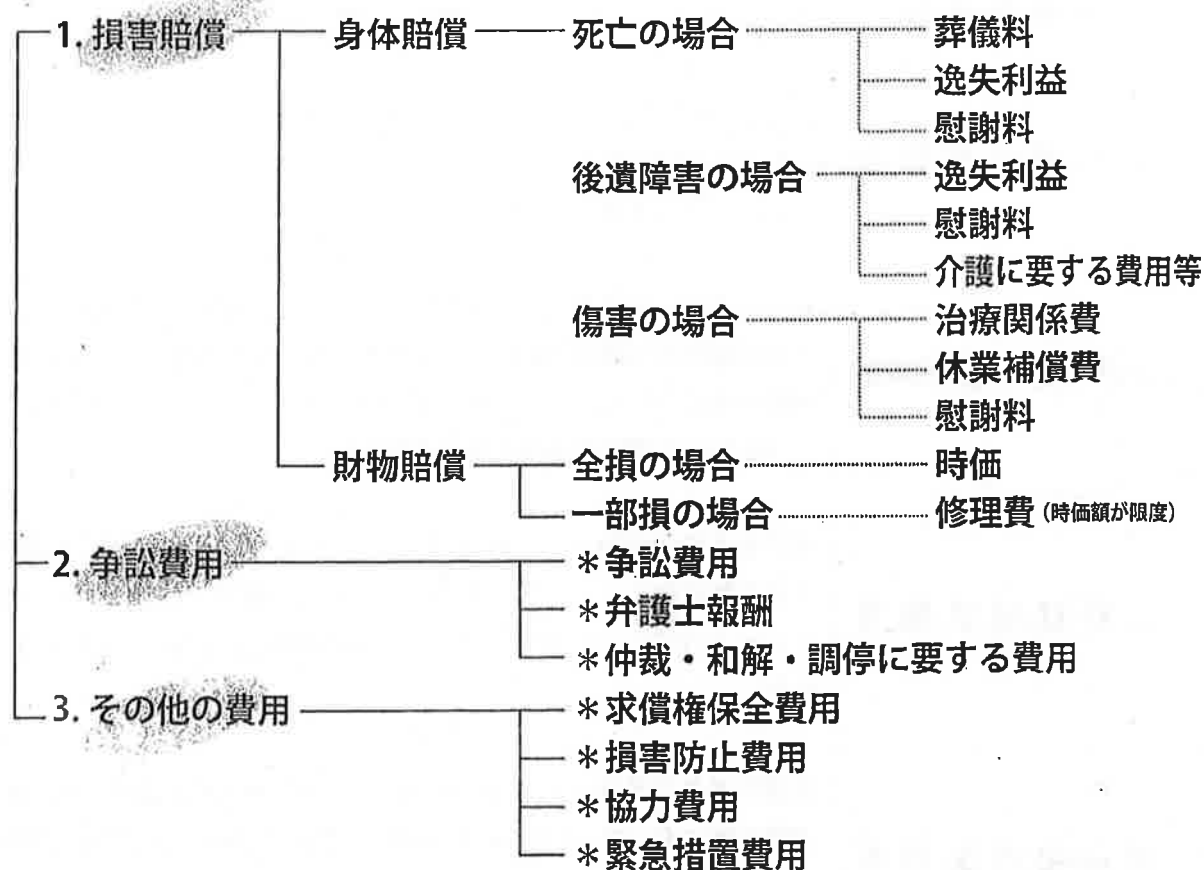
4 支払われる保険金

(1) 賠償責任保険で支払われる保険金

賠償責任保険からは、加入した契約類型の保険金額の範囲内で損害賠償金が支払われるほか、弁護士報酬など争訟費用やその他の費用は加入保険の支払限度額（保険金額）とは別に加算して支払われます。

損害賠償金などは過去の保険金支払例などを参考に社会通念上、妥当な水準で決定されます。したがって、被害者が市に対して請求する金額、または市が賠償金として実際に負担した金額と一致しないケースもありえます。

損害賠償金、争訟費用等の支出を決定するにあたっては事前に損保ジャパンにご相談ください。

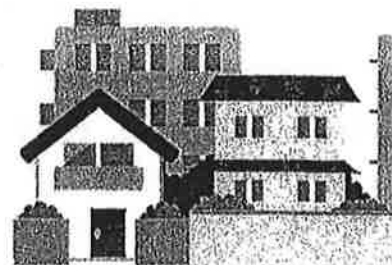


*印の争訟費用（訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用）とその他の費用（求償権保全費用、損害防止費用、協力費用、緊急措置費用）は、加入保険のてん補限度額とは別枠で加算して支払われます。

ただし、損害賠償金の金額が保険金額を越える場合の「争訟費用」は、保険金額の損害賠償金に対する割合により支払われます。

(2) 補償保険で支払われる保険金（市民総合・学校災害保険）

補償保険金は、市の賠償責任の有無に関係なく見舞金的な性格の補償保険金として下記の内容で加入市の契約類型により支払われます。補償保険金は賠償保険金と併給され、また、他の保険等とも併給されます。



保険金種類	内 容
死亡補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から 180 日以内に死亡し、市が死亡補償金の給付を決定した場合、1 口 100 万円（最高 5 口 500 万円）の死亡補償保険金を支払う
後遺障害補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じ、市が後遺障害補償金の給付を決定した場合、傷害の程度に応じて死亡補償保険金（加入口数により 1 口 100 万円～5 口 500 万円）の 4%～100%の後遺障害補償保険金を支払う
入院補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から 180 日以内に入院した場合、入院日数に応じて 1 万円～5 万円（3 型）、1 万円～15 万円（4・5 型）または 2 万円～30 万円（6 型）入院補償保険金を加入内容により支払う
通院補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から 180 日以内に通院した場合、通院日数に応じて、1 万円～6 万円（5 型）、2 万円～12 万円（6 型）、市民総合保険の 5 型②、6 型②は 5 千円～6 万円（5 型②）、5 千円～12 万円（6 型②）の通院補償保険金を加入内容により支払う